

令和8年

上尾市教育委員会 3月定例会  
議案（追加）資料

## 目 次

議案第 3 1 号 資料 .....	1
議案第 3 2 号 資料 .....	2

上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則新旧対照表  
 上尾市いじめ問題調査委員会運営規則（平成26年上尾市教委規則第18号）

改 正 案	現 行
<p><u>（調査審議）</u></p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会は、条例第4条に規定する基本方針に基づき<u>調査審議</u>を行うものとする。</p> <p><u>（調査審議結果の報告）</u></p> <p>第3条 委員会は、委員会における<u>調査審議</u>の結果を教育委員会に報告する。</p> <p><u>（会議の公開）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を<u>調査審議</u>する場合にあっては、委員長が委員会に諮って、会議を公開し、又は必要と認められる者に会議を傍聴させることができる。</p>	<p><u>（調査）</u></p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会は、条例第4条に規定する基本方針に基づき<u>調査</u>を行うものとする。</p> <p><u>（調査結果の報告）</u></p> <p>第3条 委員会は、委員会における<u>調査</u>の結果を教育委員会に報告する。</p> <p><u>（会議の公開）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を<u>審議</u>する場合にあっては、委員長が委員会に諮って、会議を公開し、又は必要と認められる者に会議を傍聴させることができる。</p>

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表  
 上尾市学校給食実施条例施行規則（令和7年上尾市教委規則第6号）

改 正 案	現 行
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校に係る学校給食費負担者（第5号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 <u>5,400円</u></p> <p>(2) 小学校に係る学校給食費負担者（前号及び第5号に掲げる者を除く。） 月額 <u>5,400円</u></p> <p>(3) 中学校に係る学校給食費負担者（第5号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 <u>6,650円</u></p> <p>(4) 中学校に係る学校給食費負担者（前号及び次号に掲げる者を除く。） 月額 <u>6,650円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる者 日額 <u>330円</u></p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者 日額 <u>330円</u></p> <p>(3) 第1項第3号に掲げる者 日額 <u>420円</u></p> <p>(4) 第1項第4号に掲げる者 日額 <u>420円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校に係る学校給食費負担者（第5号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 <u>4,390円</u></p> <p>(2) 小学校に係る学校給食費負担者（前号及び第5号に掲げる者を除く。） 月額 <u>5,000円</u></p> <p>(3) 中学校に係る学校給食費負担者（第5号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 <u>5,310円</u></p> <p>(4) 中学校に係る学校給食費負担者（前号及び次号に掲げる者を除く。） 月額 <u>5,950円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる者 日額 <u>270円</u></p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者 日額 <u>300円</u></p> <p>(3) 第1項第3号に掲げる者 日額 <u>310円</u></p> <p>(4) 第1項第4号に掲げる者 日額 <u>360円</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

1～10 略

(学校給食費の徴収の特例)

11 令和8年4月分から令和9年3月分までに係る学校給食費については、第3条本文の規定にかかわらず、学校給食費負担者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助その他の公的支援により学校給食費に対する援助を受ける学校給食費負担者を除く。次項において同じ。）が第4条第1項第1号に掲げる者である場合に限り、徴収しないものとする。

(学校給食費の額の特例)

12 第4条第1項第3号の中学校に係る学校給食費負担者から令和8年4月分から令和9年3月分までに係る学校給食費を徴収する場合における同号、同項第5号、同条第3項第3号及び同項第5号の規定の適用については、同条第1項第3号中「6,650円」とあるのは「2,650円」と、同項第5号中「1,000円」とあるのは「500円」と、同条第3項第3号中「420円」とあるのは「150円」と、同項第5号中「60円」とあるのは「30円」とする。

附 則

1～10 略